

県立学校の修学旅行実施基準等の改正について

令和2年3月12日

高校教育課

○改正の概要

県立高校の修学旅行経費については、宿泊費の高騰や海外での物価上昇等に伴い増加傾向にあることから、保護者の経済的負担及び教育的効果等を勘案し、県立学校の修学旅行実施基準等について改正を行ったので報告する。

○改正内容

①修学旅行実施基準について（昭和48年教育長通達「県立学校の修学旅行実施基準」）

項目	現行	改正
旅行日数	5泊6日以内	4泊5日以内
経費	経費については、学校と保護者の間で十分協議し、保護者の経済的負担が過重とならないようにしなければならない。	経費については、学校と保護者の間で十分協議するとともに、保護者の経済的負担及び修学旅行の教育的効果等を十分勘案し、必要最低限度の額とする。

②県立高等学校修学旅行経費の基準について（平成17年高校改革推進室長通知）

現行	改正
【国内】 85,000円程度 【韓国】 85,000円程度 【中国、台湾、東南アジア】 110,000円程度 【その他（オーストラリア等）】 150,000円程度	【国内】 毎月の修学旅行積立額が、1万円を超えないよう修学旅行経費を設定をする。 【国外】 日程や経費等について無理のないものとなるよう特段の配慮をした上で、さらに保護者の十分な理解を得て決定する。

○改正年月日

令和2年4月1日（令和3年4月1日以降に実施する修学旅行より適用）

○その他

①経済的理由により修学旅行への参加が困難な生徒への対応

- ・早期の業者決定により、修学旅行費積立期間をできるだけ長く設定
- ・既存の高校生等奨学給付金制度や（公財）大分県奨学会奨学金制度の周知・活用
- ・（公財）大分県奨学会による修学旅行に係る貸与型奨学金の検討

②学校私費会計取扱要領（修学旅行等の取扱いを規定）の改訂

【保護者の意見等を反映しやすい仕組み】

- ・保護者アンケートを実施し、その結果を修学旅行の候補地や費用等へ反映
- ・修学旅行の企画や業者決定等を行う修学旅行検討委員会に、保護者代表等を追加

【旅行業者が見積りに参入しやすい環境づくり】

- ・見積仕様書に複数の旅行期間を設定
- ・十分な見積書提出期間の設定（国内3週間、国外4週間程度）
- ・業者選考の評価結果等を文書にて通知